枚方市介護予防·日常生活支援総合事業費

単位数サービスコード表(平成29年4月版) (案)

介護予防・日常生活支援総合事業では、市町村がサービスの基準、単価、利用者負担等を設定します。

平成29年4月1日以降に認定の更新等により要支援認定を受けた方は、当該サービスコードを使用します(認定の更新等までは、従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護のサービスコードを使用します。)。

移行期間中(平成29年4月~平成30年3月)は、予防給付の方と総合事業の方が混在しますのでご注意ください。

「枚方市の被保険者(住所地特例適用被保険者を除く。)」及び「他市町村の被保険者で枚方市内の住所地特例対象施設に入所等している住所地特例適用被保険者」に対してサービスを提供する場合は、枚方市のサービスコードを使用します。

逆に、枚方市外の事業者が枚方市の被保険者(住所地特例適用被保険者を除く。)に対してサービスを提供する場合は、枚方市の基準等による枚方市のサービスコードを使用します。

サービス種別	サービス 種別コード	備考
予防訪問事業	A2	みなし指定事業者及び予防訪問事業の指定を受けた事業者が使用します。 ※ 1割負担・2割負担の被保険者
了例即问事来	АЗ	みなし指定事業者及び予防訪問事業の指定を受けた事業者が使用します。 ※ 給付制限(3割負担)を受けている被保険者
生活援助訪問事業	A2	生活援助訪問事業の指定を受けた事業者が使用します。 ※ 1割負担·2割負担の被保険者
工心饭奶奶问事来	АЗ	生活援助訪問事業の指定を受けた事業者が使用します。 ※ 給付制限(3割負担)を受けている被保険者
予防通所事業	A6	みなし指定事業者及び予防通所事業の指定を受けた事業者が使用します。 ※ 1割負担・2割負担の被保険者
	A7	みなし指定事業者及び予防通所事業の指定を受けた事業者が使用します。 ※ 給付制限(3割負担)を受けている被保険者
介護予防ケアマネジメント	AF	地域包括支援センターが使用します。

月額報酬(「1月につき」)の日割り請求にかかる適用

1月の算定回数により月額(「1月につき」)の単位を使用する場合で、以下の月途中の事由に該当する場合は、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間※に応じた日数による日割りとします。 具体的には、日割のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定します。

※ サービス算定対象期間:月の途中に開始した場合は、「起算日」から月末までの期間 :月の途中に終了した場合は、月初から「起算日」までの期間

なお、加算(「1月につき)」に対する日割り計算は行いません。

※本資料は現時点での案であり、今後変更が生じる場合があります。

1. 予防訪問事業(現行相当サービス)(独自)サービスコード表 (給付率:9割・8割)

みなし指定事業者及び予防訪問事業の指定を受けた事業者が使用するコード

1単位単価:10.70円(5級地地域単価)

							_ ,, ,,,,,	
_	:スコード _{- 石 ロ}	サービス内容略称			算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類						_		
Α2	1111	訪問型独自サービスI	イ 訪問型サー	要支援1.2(週1			1,168	1月につき
Α2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任	ビス費(独自) (I)	回程度) 1,168単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		818	
Α2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		, ,		事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,051	
Α2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	× 90%	736	
Α2	1211	訪問型独自サービスⅡ	口訪問型サー	要支援1·2(週2			2,335	1月につき
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任	ビス費(独自) (Ⅱ)	回程度) 2,335単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,635	
Α2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		, –		事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,102	
Α2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	× 90%	1,472	
Α2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サー	要支援2(週2回を			3,704	1月につき
Α2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任	ビス費(独自) (Ⅲ)	超える程度) 3,704単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,593	
Α2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	(/	0,70.7		事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同 一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,334	
Α2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	× 90%	2,334	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算			200単位 加算	200	1月につき
Α2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向.	上連携加算		100単位 加算	100	
Α2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算I	ヌ 介護職員処	遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 86/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 48/1000 加算		
Α2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算IV			(4) 介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の 80% 加算		
契約其	期間が1:	。 か月に満たない場合(日割計算用サービス					-	
A2	2111	訪問型独自サービス I 日割		要支援1·2(週1			38	1日につき

A2	2111	訪問型独自サービスI日割	イ 訪問型サー		·2(週1			38	1日につき
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任	ビス費(独自) (I)	回程度)	38単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		27	
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一			. —		事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	34	
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	× 90%	24	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		要支援1	·2(週2			77	1日につき
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任	ビス費(独自) (Ⅱ)	回程度)	77単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		54	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一			. —		事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	69	
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	× 90%	49	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		要支援2				122	1日につき
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任	ビス費(独自) (Ⅲ)	超える程 12	度) !2単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		85	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一			· 		事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	110	
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	× 90%	77	

2. 生活援助訪問事業(基準緩和サービスA)(独自)サービスコード表 (給付率:9割·8割)

生活援助訪問事業の指定を受けた事業者が使用するコード

1単位単価:10円(独自単価)

サービ	スコード	サービス内容略称		算定項目			合成 単位数	算定
種類	項目	プロスト3合品が	デルスロ					単位
A2	1121	訪問型独自サービス I /2	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者·要支援1·2(週1回程度) 740単位			740	
A2	1124	訪問型独自サービス I /2・同一		I	事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の 以上にサービスを行う場合 × 90%	同一建物の利用者20人	666	1月につき
Α2	2121	訪問型独自サービス I /2日割			740 ÷ 30.4(小数点以下四捨五入)		24	1回につき
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ/2	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)			1,490	
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ/2・同一			事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の以上にサービスを行う場合 × 90%	同一建物の利用者20人	1,341	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ/2日割			740 ÷ 30.4(小数点以下四捨五入)		49	1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	チ 初回加算			200単位 加算	200	1月につき

3. 予防訪問事業(現行相当サービス)(独自/定率)サービスコード表 (給付率:7割(給付制限)) みなし指定事業者及び予防訪問事業の指定を受けた事業者が使用するコード

1単位単価:10.70円(5級地地域単価)

_	スコード	 サービス内容略称			算定」	項目		合成	算定
種類	項目						T	単位数	単位
А3	1001	給付制限訪問型サービスI	イ 訪問型サー ビス費(独自)	要支援1·2(週1 回程度)				1,168	1月につき
А3	1002	給付制限訪問型サービスI·初任	(Ⅰ)	1,168単位	介護職員初任者研修過程を修了したサービ	ス提供責任者を配置している場合 × 70%		818	
А3	1003	給付制限訪問型サービスI·同一	(- /				事業所と同一の建物の利用者又はこれ以 同一建物の利用者20人以上にサービスを		
А3	1004	給付制限訪問型サービスI·初任·同一			介護職員初任者研修過程を修了したサービ	ス提供責任者を配置している場合 × 70%	場合 × 90%	736	
А3	1011	給付制限訪問型サービスⅡ		要支援1.2(週2				2,335	1月につき
А3	1012	給付制限訪問型サービスⅡ・初任	ビス費(独自) (Ⅱ)	回程度) 2.335単位	介護職員初任者研修過程を修了したサービ	ス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,635	
А3	1013	給付制限訪問型サービスⅡ・同一	(_)	2,000 12			事業所と同一の建物の利用者又はこれ以 同一建物の利用者20人以上にサービスを		
А3	1014	給付制限訪問型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修過程を修了したサービ	ス提供責任者を配置している場合 × 70%	場合 × 90%	1,472	
А3	1021	給付制限訪問型サービスⅢ		要支援2(週2回を				3,704	1月につき
А3	1022	給付制限訪問型サービスⅢ・初任	ビス費(独自) (Ⅲ)	超える程度) 3,704単位	介護職員初任者研修過程を修了したサービ	ス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,593	
А3	1023	給付制限訪問型サービスⅢ・同一	\				事業所と同一の建物の利用者又はこれ以同一建物の利用者20人以上にサービスを		
А3	1024	給付制限訪問型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修過程を修了したサービ	ス提供責任者を配置している場合 × 70%	場合 × 90%	2,334	
А3	1071	給付制限訪問型サービス初回加算	チ 初回加算				200単位 加算	200	1月につき
А3	1072	給付制限訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向	上連携加算			100単位 加算	100	
А3	1101	給付制限訪問型サービス処遇改善加算 I ·01	ヌ 介護職員処	遇改善加算(Ⅰ)	訪問型独自サービスⅠ	週1回	項番1001の場	≙ 100	1月につき
А3	1102	給付制限訪問型サービス処遇改善加算 I ·02	所定単位数の 8	6/1000 加算	訪問型独自サービスI・初任	週1回(サ責体制減算)	項番1002の場	↑ 70	
А3	1103	給付制限訪問型サービス処遇改善加算 I ·03			訪問型独自サービスⅠ・同一	週1回(同一建物減算)	項番1003の場	≙ 90	
А3	1104	給付制限訪問型サービス処遇改善加算 I ·04			訪問型独自サービスⅠ・初任・同一	週1回(サ責体制減算・同一建物減算)	項番1004の場	63	
А3	1105	給付制限訪問型サービス処遇改善加算 I ·05			訪問型独自サービスⅡ	週2回	項番1011の場	≙ 200	
А3	1106	給付制限訪問型サービス処遇改善加算 I ·06			訪問型独自サービスⅡ・初任	週2回(サ責体制減算)	項番1012の場	140	
А3	1107	給付制限訪問型サービス処遇改善加算 I ·07			訪問型独自サービスⅡ・同一	週2回(同一建物減算)	項番1013の場	180	
А3	1108	給付制限訪問型サービス処遇改善加算 I ·08			訪問型独自サービスⅡ・初任・同一	週2回(サ責体制減算·同一建物減算)	項番1014の場	≙ 126	
А3	1109	給付制限訪問型サービス処遇改善加算 I ·09			訪問型独自サービスⅢ	週2回を超える	項番1021の場	≙ 318	
А3	1110	給付制限訪問型サービス処遇改善加算 I ·10			訪問型独自サービスⅢ・初任	週2回を超える(サ責体制減算)	項番1022の場	≙ 222]
А3	1111	給付制限訪問型サービス処遇改善加算 I ·11			訪問型独自サービスⅢ・同一	週2回を超える(同一建物減算)	項番1023の場	≙ 286	
А3	1112	給付制限訪問型サービス処遇改善加算 I ·12			訪問型独自サービスⅢ・初任・同一	週2回を超える(サ責体制減算・同一建物減算	項番1024の場	≙ 200	

3. 予防訪問事業(現行相当サービス)(独自/定率)サービスコード表 (給付率:7割(給付制限)) みなし指定事業者及び予防訪問事業の指定を受けた事業者が使用するコード

1単位単価:10.70円(5級地地域単価)

サービ 種類	スコード 項目	サービス内容略称		算定工	項目		合成 単位数	算定 単位				
A3		▲ 給付制限訪問型サービス処遇改善加算 II · 01	ヌ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	訪問型独自サービス I	週1回	項番1001の場合	56	1月につき				
A3		給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ・02		訪問型独自サービスⅠ・初任	週1回(サ青体制減算)	項番1002の場合	39					
A3		給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ・03	所定単位数の 48/1000 加算	訪問型独自サービス I・同一	週1回(同一建物減算)	項番1003の場合	50					
A3		給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ・04		訪問型独自サービス I・初任・同一	週1回(サ責体制減算·同一建物減算)	項番1004の場合	35					
A3		給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ・05		訪問型独自サービスⅡ	週2回	項番1011の場合	112					
A3		給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ・06		訪問型独自サービスⅡ・初任	週2回(サ責体制減算)	項番1012の場合	78					
A3	1119	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ·07		訪問型独自サービスⅡ・同一	週2回(同一建物減算)	項番1013の場合	100					
A3	1120	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ・08		訪問型独自サービスⅡ・初任・同一	週2回(サ責体制減算·同一建物減算)	項番1014の場合	70					
А3	1121	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ·09		訪問型独自サービスⅢ	週2回を超える	項番1021の場合	177					
А3	1122	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ・10		訪問型独自サービスⅢ・初任	週2回を超える(サ責体制減算)	項番1022の場合	124					
А3	1123	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ・11		訪問型独自サービスⅢ・同一	週2回を超える(同一建物減算)	項番1023の場合	160					
А3	1124	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ・12		訪問型独自サービスⅢ・初任・同一	週2回を超える(サ責体制減算・同一建物減算)	項番1024の場合	112					
А3	1125	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・01	ヌ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	訪問型独自サービスI	週1回	項番1001の場合	50	1月につき				
А3	1126	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・02	(2)で算定した単位数の 90% 加算	訪問型独自サービス I・初任	週1回(サ責体制減算)	項番1002の場合	35					
А3	1127	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・03		訪問型独自サービスⅠ・同一	週1回(同一建物減算)	項番1003の場合	45					
А3	1128	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・04		訪問型独自サービスⅠ・初任・同一	週1回(サ責体制減算·同一建物減算)	項番1004の場合	31					
А3	1129	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・05		訪問型独自サービスⅡ	週2回	項番1011の場合	100					
А3	1130	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・06		訪問型独自サービスⅡ・初任	週2回(サ責体制減算)	項番1012の場合	70					
А3	1131	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・07		訪問型独自サービスⅡ・同一	週2回(同一建物減算)	項番1013の場合	90					
А3	1132	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・08		訪問型独自サービスⅡ・初任・同一	週2回(サ責体制減算·同一建物減算)	項番1014の場合	63					
А3	1133	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・09		訪問型独自サービスⅢ	週2回を超える	項番1021の場合	160					
А3	1134	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・10		訪問型独自サービスⅢ・初任	週2回を超える(サ責体制減算)	項番1022の場合	112					
А3	1135	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・11		訪問型独自サービスⅢ・同一	週2回を超える(同一建物減算)	項番1023の場合	144					
А3	1136	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・12		訪問型独自サービスⅢ・初任・同一	週2回を超える(サ責体制減算・同一建物減算)	項番1024の場合	100					

3. 予防訪問事業(現行相当サービス)(独自/定率)サービスコード表 (給付率:7割(給付制限))

みなし指定事業者及び予防訪問事業の指定を受けた事業者が使用するコード

1単位単価:10.70円(5級地地域単価)

サービ	`スコード	サービス内容略称			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目			31 ~	算定項目			
А3	1137	給付制限訪問型サービス処遇改善加算IV·01	ヌ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	訪問型独自サービス I	週1回	項番1001の場合	44	1月につき
А3	1138	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ・02	(2)で算定した単位数の 80% 加算	訪問型独自サービスI・初任	週1回(サ責体制減算)	項番1002の場合	31	
А3	1139	給付制限訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ・03		訪問型独自サービスⅠ・同一	週1回(同一建物減算)	項番1003の場合	40	
А3	1140	給付制限訪問型サービス処遇改善加算IV·04		訪問型独自サービスI·初任·同一	週1回(サ責体制減算・同一建物減算)	項番1004の場合	28	
А3	1141	給付制限訪問型サービス処遇改善加算IV·05		訪問型独自サービスⅡ	週2回	項番1011の場合	89	
А3	1142	給付制限訪問型サービス処遇改善加算IV·06		訪問型独自サービスⅡ・初任	週2回(サ責体制減算)	項番1012の場合	62	
А3	1143	給付制限訪問型サービス処遇改善加算IV·07		訪問型独自サービスⅡ・同一	週2回(同一建物減算)	項番1013の場合	80	
А3	1144	給付制限訪問型サービス処遇改善加算IV·08		訪問型独自サービスⅡ・初任・同一	週2回(サ責体制減算·同一建物減算)	項番1014の場合	56	
А3	1145	給付制限訪問型サービス処遇改善加算IV·09		訪問型独自サービスⅢ	週2回を超える	項番1021の場合	142	
А3	1146	給付制限訪問型サービス処遇改善加算IV·10		訪問型独自サービスⅢ・初任	週2回を超える(サ責体制減算)	項番1022の場合	99	
А3	1147	給付制限訪問型サービス処遇改善加算IV·11		訪問型独自サービスⅢ・同一	週2回を超える(同一建物減算)	項番1023の場合	128	
А3	1148	給付制限訪問型サービス処遇改善加算IV·12		訪問型独自サービスⅢ・初任・同一	週2回を超える(サ責体制減算・同一建物減算)	項番1024の場合	89	

契約期間が1か月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

A	43	1005	給付制限訪問型サービスI日割		要支援1.2(週1			38	1日につき
A	43	1006	給付制限訪問型サービス【日割・初任	ビス費(独自) (I)	回程度) 38単位	介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		27	
Α	43	1007	給付制限訪問型サービス【日割・同一				事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う	34	
A	43	1008	給付制限訪問型サービスI日割·初任·同一			介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	場合 × 90%	24	
Α	43	1015	給付制限訪問型サービス II 日割		要支援1・2(週2			77	1日につき
A	43	1016	給付制限訪問型サービス II 日割·初任	ビス費(独自) (Ⅱ)	回程度) 77単位	介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		54	
Α	43	1017	給付制限訪問型サービスⅡ日割・同一	(- /			事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う	69	
Α	43	1018	給付制限訪問型サービスⅡ日割・初任・同一			介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	場合 × 90%	49	
A	43	1025	給付制限訪問型サービスⅢ日割		要支援2(週2回を			122	1日につき
Α	43	1026	給付制限訪問型サービスⅢ日割・初任	ビス費(独自) (Ⅲ)	超える程度) 122単位	介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		85	
A	43	1027	給付制限訪問型サービスⅢ日割・同一		,		事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う	110	
A	43	1028	給付制限訪問型サービスⅢ日割・初任・同一			介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	場合 × 90%	77	

4. 生活援助訪問事業(基準緩和サービスA)(独自)サービスコード表 (給付率:7割(給付制限))

生活援助訪問事業の指定を受けた事業者が使用するコード

1単位単価:10円(独自単価)

サービ	`スコード	: - サービス内容略称		算定項目			合成	算定
種類	項目	9 一こ人内谷昭柳				単位数	単位	
А3	1150	給付制限訪問型サービス I /2	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者·要支援1·2(週1回程度)			740	1月につき
А3	1151	給付制限訪問型サービス I /2日割		740単位 	740 ÷ 30.4(小数点以下四捨五入)		24	1回につき
А3	1152	給付制限訪問型サービスⅡ/2	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)			1,490	1月につき
А3	1153	給付制限訪問型サービスⅡ/2日割		1,490単位	740 ÷ 30.4(小数点以下四捨五入)		49	1回につき
А3	1071	給付制限訪問型サービス初回加算	チ 初回加算 200単位 加算				200	1月につき

5. 予防通所事業(現行相当サービス)(独自)サービスコード表 (給付率:9割・8割) みなし指定事業者及び予防通所事業の指定を受けた事業者が使用するコード

	スコード	サービス内容略称			算定項	[目			合成 単位数	算定 単位	
種類 A6	項目	字配刑从方共 1271	イ 通所型サー	要支援1(週1回程	[T		1			
A6		通所型独自サービス1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	要支援2(週1回程					1,647	ПЛСЭС	
		通所型独自サービス/22		要支援2(週2回程					1,647	ł	
A6		通所型独自サービス2	++ <i>-</i> - 11 ===		· (支)				3,377	1月につき	
A6			若年性認知症和		T-151 (171 - 171 - 1)				240	リカにフさ	
A6		通所型独自サービス同一建物減算1		物に居住する者又 利用する者に通所	要支援1(週1回程度)				-376	ł	
A6		通所型独自サービス同一建物減算/22	型サービス(独自		要支援2(週1回程度)				-376	l l	
A6		通所型独自サービス同一建物減算2			要支援2(週2回程度)				-752	ļ l	
A6		通所型独自生活向上グループ活動加算		上グループ活動加算	章 • · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				100		
Α6		通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能	向上加算					225		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	二 栄養改善加	算					150		
A6	5004	通所型独自サービスロ腔機能向上加算	ホ 口腔機能向						150		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 [1		(1)選択的サービス	〈複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善			480		
Α6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 [2]	ビス複数実施 加算			運動器機能向上及び口腔機能向上			480	l l	
Α6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 [3	2434			栄養改善及び口腔機能向上			480	l l	
Α6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス	、複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上			700	Į l	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価が	加算					120		
Α6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 I 11	チャサービス提	(1)サービス提供体	要支援1(週1回程度)				72		
Α6	6128	通所型独自サービス提供体制加算 I /212	供体制強化加質	制強化加算(Ⅰ)イ	要支援2(週1回程度)				72		
Α6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 I 12	7		要支援2(週2回程度)				144		
Α6	6101	通所型独自サービス提供体制加算 I 21		(1)サービス提供体	要支援1(週1回程度)				48		
Α6	6122	通所型独自サービス提供体制加算 I /222		制強化加算(Ⅰ)口	要支援2(週1回程度)				48		
Α6	6102	通所型独自サービス提供体制加算 I 22			要支援2(週2回程度)				96		
А6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1	1	(1)サービス提供体	要支援1(週1回程度)				24		
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/22	1	制強化加算(Ⅱ)イ	要支援2(週1回程度)				24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			要支援2(週2回程度)				48		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算I		(1)介護職員処遇改	· 善加算(I)		所定単位数の	40/1000 加算		1月につき	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 22/1000 加算		22/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(2)で算定した単位数の 90% 加		立数の 90% 加算			
A6		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改	(善加算(N)		(2)で算定した単位	立数の 80% 加算			
-				!							

	5. 予防通所事業(現行相当サービス)(独自)サービスコード表 (給付率:9割·8割) みなし指定事業者及び予防通所事業の指定を受けた事業者が使用するコード 1単位単価:10.45円(5級地地域単価)											
サービ 種類	スコード 項目	サービス内容略称		算定項目								
定員起	習過の場							•				
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サー	要支援1(週1回程度)	1,647単位	定員超過の場合	1,153					
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超	ビス費(独自)	要支援2(週1回程度)	1,647単位	定員超過の場合	1,153	1月につき				
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		要支援2(週2回程度)	3,377単位	定員超過の場合	2,364					
看護·	介護職	 員が欠員の場合			•							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サー	要支援1(週1回程度)	1,647単位	看護・介護職員が人欠の場合	1,153	1月につき				
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠	ビス費(独自)	要支援2(週1回程度)	1,647単位	看護・介護職員が人欠の場合	1,153	1月につき				
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		要支援2(週2回程度)	3,377単位	看護・介護職員が人欠の場合	2,364	1月につき				
契約期		・ か月に満たない場合(日割計算用サービス:						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
A6	1112	通所型独自サービス1日割	イ 通所型サー	要支援1(週1回程度)			54	1日につき				
A6	1222	通所型独自サービス/22日割	ビス費(独自)	要支援2(週1回程度)			54					
A6	1006	通所型独自サービス2日割		要支援2(週2回程度)			111					
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超		要支援1(週1回程度)	54単位	定員超過の場合	38					
A6	8015	通所型独自サービス/22・日割・定超		要支援2(週1回程度)	54単位	定員超過の場合	38					
A6		通所型独自サービス2日割・定超		要支援2(週2回程度)	111単位	定員超過の場合	78					
A6		通所型独自サービス1日割・人欠		要支援1(週1回程度)	54単位	看護・介護職員が人欠の場合	33					
A6		通所型独自サービス/22日割・人欠		要支援2(週1回程度)		看護・介護職員が人欠の場合	33					
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		要支援2(週2回程度)	111単位	看護・介護職員が人欠の場合	78					

6. 予防通所事業(現行相当サービス)(独自/定率)サービスコード表 (給付率:7割(給付制限)) みなし指定事業者及び予防通所事業の指定を受けた事業者が使用するコード

サービ 種類	スコード 項目	サービス内容略称			算定	項目			合成 単位数	算定 単位	
A7		給付制限通所サービス1		要支援1·2(週1回]程度)				1,647	1月につき	
Α7	1002	給付制限通所サービス1・同一	ビス費(独自)			同一建物減算の場合(-376単位)			1,271		
Α7	1003	給付制限通所サービス2		要支援2(週2回程	!度)				3,377		
Α7	1004	給付制限通所サービス2・同一				同一建物減算の場合 (-752単位)			2,625		
Α7	1005	給付制限通所サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症和	 用者受入加算					240	1月につき	
Α7	1006	給付制限通所サービス生活向上グループ活動加算	口 生活機能向.	上グループ活動加算	——————————— 第				100		
Α7	1007	給付制限通所サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能	向上加算					225		
Α7	1008	給付制限通所サービス栄養改善加算	二 栄養改善加	 算					150		
Α7	1009	給付制限通所サービスロ腔機能向上加算	ホ 口腔機能向	上加算					150		
Α7	1010	給付制限通所複数サービス実施加算 [1		(1)選択的サービス	·複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善			480		
Α7	1011	給付制限通所複数サービス実施加算 [2]	ビス複数実施 加算			運動器機能向上及び口腔機能向上			480		
Α7	1012	給付制限通所複数サービス実施加算I3				栄養改善及び口腔機能向上			480		
Α7	1013	給付制限通所複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス	、複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上			700		
Α7	1014	給付制限通所サービス事業所評価加算	ト 事業所評価力	 µ算					120		
Α7	1015	給付制限通所サービス提供体制加算 I 11	チ サービス提供体制強化加	(1)サービス提供体 制強化加算(I)イ	要支援1·2(週1回程度)				72		
Α7	1016	給付制限通所サービス提供体制加算 I 12			要支援2(週2回程度)				144		
Α7	1017	給付制限通所サービス提供体制加算 [21		(1)サービス提供体 制強化加算(I)ロ	要支援1·2(週1回程度)				48		
Α7	1018	給付制限通所サービス提供体制加算 I 22			要支援2(週2回程度)				96		
Α7	1019	給付制限通所サービス提供体制加算Ⅱ1		(1)サービス提供体 制強化加算(Ⅱ)イ	要支援1·2(週1回程度)				24		
Α7	1020	給付制限通所サービス提供体制加算Ⅱ2			要支援2(週2回程度)				48		
Α7	1031	給付制限通所サービス処遇改善加算 I ·01	リ 介護職員処 遇改善加算	(1)介護職員処遇	改善加算(Ⅰ)	給付制限通所サービス1	週1回	項番1001の場合	65	1月につき	
Α7	1032	給付制限通所サービス処遇改善加算 I ·02	([)	所定単位数 <i>0</i>) 40/1000 加算	給付制限通所サービス1	週1回(同一建物減算)	項番1002の場合	50		
Α7	1033	給付制限通所サービス処遇改善加算 I ·03				給付制限通所サービス2	週2回	項番1003の場合	135		
Α7	1034	給付制限通所サービス処遇改善加算 I ·04				給付制限通所サービス2・同一	週2回(同一建物減算)	項番1004の場合	105		
Α7	1035	給付制限通所サービス処遇改善加算 I ·05				給付制限通所サービス若年性認知症受入加乳	算	項番1005の場合	9		
Α7	1036	給付制限通所サービス処遇改善加算 I ·06				給付制限通所サービス生活向上グループ活動	加算	項番1006の場合	4		
Α7	1037	給付制限通所サービス処遇改善加算 I ·07				給付制限通所サービス運動器機能向上加算		項番1007の場合	9		
Α7	1038	給付制限通所サービス処遇改善加算 I ·08				給付制限通所サービス栄養改善加算、口腔機	能向上加算	項番1008·1009 の場合	6		

6. 予防通所事業(現行相当サービス)(独自/定率)サービスコード表 (給付率:7割(給付制限)) みなし指定事業者及び予防通所事業の指定を受けた事業者が使用するコード

「										
サービ 種類	スコード 項目	サービス内容略称		算定項目					合成 単位数	算定 単位
Α7	1039	給付制限通所サービス処遇改善加算 I ·09				給付制限通所複数サービス実施加算 I		項番1010· 1011·1012の場	19	
Α7	1040	給付制限通所サービス処遇改善加算 I·10				給付制限通所複数サービス実施加算Ⅱ		項番1013の場合	28	
Α7	1041	給付制限通所サービス処遇改善加算 I·11				給付制限通所サービス事業所評価加算		項番1014の場合	4	
Α7	1042	給付制限通所サービス処遇改善加算 I·12				給付制限通所サービス提供体制加算 I 11		項番1015の場合	2	
Α7	1043	給付制限通所サービス処遇改善加算 I ·13				給付制限通所サービス提供体制加算 I 12		項番1016の場合	5	
Α7	1044	給付制限通所サービス処遇改善加算 I ·14				給付制限通所サービス提供体制加算 I 21		項番1017の場合	1	
Α7	1045	給付制限通所サービス処遇改善加算 I ·15				給付制限通所サービス提供体制加算 I 22		項番1018の場合	3	
Α7	1046	給付制限通所サービス処遇改善加算 I ·16				給付制限通所サービス提供体制加算Ⅱ1、Ⅱ	2	項番1019·1020 の場合	1	
Α7	1047	給付制限通所サービス処遇改善加算 I ·17				給付制限通所サービス1・定超、人欠		項番1021·1023 の場合	46	
Α7	1048	給付制限通所サービス処遇改善加算 I ·18				給付制限通所サービス2・定超、人欠		項番1022·1024 の場合	94	
Α7	1049	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・01	リ 介護職員処 遇改善加算	(1)介護職員処遇	改善加算(Ⅱ)	給付制限通所サービス1	週1回	項番1001の場合	36	1月につき
Α7	1050	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・02	<u>但以告加并</u> (Ⅱ)	所定単位数 <i>0</i>	22/1000 加算	給付制限通所サービス1	週1回(同一建物減算)	項番1002の場合	27	
Α7	1051	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・03				給付制限通所サービス2	週2回	項番1003の場合	74	
Α7	1052	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・04				給付制限通所サービス2・同一	週2回(同一建物減算)	項番1004の場合	57	
Α7	1053	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・05				給付制限通所サービス若年性認知症受入加算	第	項番1005の場合	5	
Α7	1054	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・06				給付制限通所サービス生活向上グループ活動	h加算 	項番1006の場合	2	
Α7	1055	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・07				給付制限通所サービス運動器機能向上加算		項番1007の場合	4	
Α7	1056	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・08				給付制限通所サービス栄養改善加算、口腔機	能向上加算	項番1008·1009 の場合	3	
Α7	1057	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・09				給付制限通所複数サービス実施加算 I		項番1010・ 1011・1012の場	10	
Α7	1058	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・10				給付制限通所複数サービス実施加算Ⅱ		項番1013の場合	15	
Α7	1059	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・11				給付制限通所サービス事業所評価加算		項番1014の場合	2	
Α7	1060	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・12				給付制限通所サービス提供体制加算 I 11		項番1015の場合	1	
Α7	1061	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・13				給付制限通所サービス提供体制加算 I 12		項番1016の場合	3	
Α7	1062	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・14				給付制限通所サービス提供体制加算 I 21		項番1017の場合	1	
Α7	1063	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・15				給付制限通所サービス提供体制加算 I 22		項番1018の場合	2	1
Α7	1064	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・16				給付制限通所サービス提供体制加算Ⅱ1、Ⅱ	2	項番1019·1020 の場合	1	
Α7	1065	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・17				給付制限通所サービス1・定超、人欠		項番1021·1023 の場合	25	1
Α7	1066	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅱ・18				給付制限通所サービス2・定超、人欠		項番1022·1024 の場合	52	

6. 予防通所事業(現行相当サービス)(独自/定率)サービスコード表 (給付率:7割(給付制限)) みなし指定事業者及び予防通所事業の指定を受けた事業者が使用するコード

	゙スコード	サービス内容略称	算定項目						合成	算定
種類	項目						•	_	単位数	単位
Α7	1067	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・01	リ 介護職員処 遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 給付制限通所サービス1 週1回		週1回	項番1001の場合	32	1月につき	
Α7	1068	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・02	(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算		給付制限通所サービス1	週1回(同一建物減算)	項番1002の場合	24	
Α7	1069	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・03				給付制限通所サービス2	週2回	項番1003の場合	66	•
Α7	1070	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・04				給付制限通所サービス2・同一	週2回(同一建物減算)	項番1004の場合	51	
Α7	1071	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・05				給付制限通所サービス若年性認知症受入加算	算	項番1005の場合	4	
Α7	1072	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・06				給付制限通所サービス生活向上グループ活動	加算	項番1006の場合	1	
Α7	1073	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・07				給付制限通所サービス運動器機能向上加算		項番1007の場合	3	
Α7	1074	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・08				給付制限通所サービス栄養改善加算、口腔機能向上加算	 養能向上加算	項番1008·1009 の場合	2	
Α7	1075	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・09				給付制限通所複数サービス実施加算 I		項番1010 1011・1012の場	9	
Α7	1076	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・10				給付制限通所複数サービス実施加算Ⅱ		項番1013の場合	13	
Α7	1077	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・11				給付制限通所サービス事業所評価加算		項番1014の場合	1	
Α7	1078	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・12				給付制限通所サービス提供体制加算 I 11		項番1015の場合	1	
Α7	1079	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・13				給付制限通所サービス提供体制加算 I 12		項番1016の場合	2	
Α7	1080	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・14				給付制限通所サービス提供体制加算 I 21		項番1017の場合	1	
Α7	1081	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・15				給付制限通所サービス提供体制加算 I 22		項番1018の場合	1	
Α7	1082	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・16				給付制限通所サービス提供体制加算Ⅱ1、Ⅱ	2	項番1019·1020 の場合	1	
Α7	1083	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・17				給付制限通所サービス1・定超、人欠		項番1021·1023 の場合	22	
Α7	1084	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅲ・18				給付制限通所サービス2・定超、人欠		項番1022·1024 の場合	46	
Α7	1085	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅳ·01	リ 介護職員処 遇改善加算	(1)介護職員処遇	改善加算(Ⅳ)	給付制限通所サービス1	週1回	項番1001の場合	28	1月につき
Α7	1086	給付制限通所サービス処遇改善加算IV·02	週以音加昇 (Ⅳ)	(2)で算定した.	単位数の 80% 加算	給付制限通所サービス1	週1回(同一建物減算)	項番1002の場合	21	
Α7	1087	給付制限通所サービス処遇改善加算IV·03				給付制限通所サービス2	週2回	項番1003の場合	59	
Α7	1088	給付制限通所サービス処遇改善加算IV·04				給付制限通所サービス2・同一	週2回(同一建物減算)	項番1004の場合	45	
Α7	1089	給付制限通所サービス処遇改善加算IV·05				給付制限通所サービス若年性認知症受入加強	· 算	項番1005の場合	4	
Α7	1090	給付制限通所サービス処遇改善加算IV·06				給付制限通所サービス生活向上グループ活動	加算	項番1006の場合	1	
Α7	1091	給付制限通所サービス処遇改善加算IV·07				給付制限通所サービス運動器機能向上加算		項番1007の場合	3	
Α7	1092	給付制限通所サービス処遇改善加算IV·08				給付制限通所サービス栄養改善加算、口腔機	. 幾能向上加算	項番1008·1009 の場合	2	
Α7	1093	給付制限通所サービス処遇改善加算IV·09				給付制限通所複数サービス実施加算 I		項番1010· 1011·1012の場	8	ĺ
Α7	1094	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅳ・10				給付制限通所複数サービス実施加算 II		項番1013の場合	12	ĺ

6. 予防通所事業(現行相当サービス)(独自/定率)サービスコード表 (給付率:7割(給付制限))

みなし指定事業者及び予防通所事業の指定を受けた事業者が使用するコード

サービスコード		: - サービス内容略称	算定項目						算定
種類	項目	λ εντη 1 Π -μπ1/1/	开心快口						単位
Α7	1095	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅳ・11				給付制限通所サービス事業所評価加算	項番1014の場合	1	
Α7	1096	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅳ・12				給付制限通所サービス提供体制加算 I 11	項番1015の場合	1	
Α7	1097	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅳ·13				給付制限通所サービス提供体制加算 I 12	項番1016の場合	2	
Α7	1098	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅳ・14				給付制限通所サービス提供体制加算 I 21	項番1017の場合	1	
Α7	1099	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅳ・15				給付制限通所サービス提供体制加算 I 22	項番1018の場合	1	
Α7	1100	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅳ・16				給付制限通所サービス提供体制加算Ⅱ1、Ⅱ	項番1019·1020 の場合	1	
Α7	1101	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅳ·17				給付制限通所サービス1・定超、人欠	項番1021·1023 の場合	20	
Α7	1102	給付制限通所サービス処遇改善加算Ⅳ・18				給付制限通所サービス2・定超、人欠	項番1022·1024 の場合	41	

6. 予防通所事業(現行相当サービス)(独自/定率)サービスコード表 (給付率:7割(給付制限))											
の、アの通の手来、現17代目の一に入り、独目/ と学りの一に入り一に表し、福刊学・/ 司(福刊 前版)/ みなし指定事業者及び予防通所事業の指定を受けた事業者が使用するコード											
1単位単価:10.45円(5級地地域単価)											
サーヒ	サービスコード 						合成 単位数	算定 単位			
種類	項目) C)(() 1-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1		并人农。	异化炔口						
定員超過の場合											
Α7	1021	給付制限通所サービス1・定超	イ 通所型サー ビス費(独自)	要支援1.2(週1回程度)	1,647単位	定員超過の場合	1,153	1月につき			
Α7	1022	給付制限通所サービス2・定超	こ人質(独目)	要支援2(週2回程度)	3,377単位	定員超過の場合	2,364	1月に 2さ			
看護・介護職員が欠員の場合											
Α7	1023	給付制限通所サービス1・人欠	イ 通所型サー ビス費(独自)	要支援1.2(週1回程度)	1,647単位	看護・介護職員が人欠の場合	1,153	1月につき			
Α7	1024	給付制限通所サービス2・人欠	こへ貫(俎日)	要支援2(週2回程度)	3,377単位	看護・介護職員が人欠の場合	2,364	1月につき			
	•		•								
契約	朝間が1:	か月に満たない場合(日割計算用サービス:	コード)								
Α7	1025	給付制限通所サービス1日割	イ 通所型サー ビス費(独自)	要支援1.2(週1回程度)			54	1日につき			
Α7	1026	給付制限通所サービス2日割	二人質(独日)	要支援2(週2回程度)			111				
Α7	1027	給付制限通所サービス1日割・定超		要支援1.2(週1回程度)	54単位	定員超過の場合	38				
Α7	1028	給付制限通所サービス2日割・定超	1	要支援2(週2回程度)	111単位	定員超過の場合	78				
Α7	1029	給付制限通所サービス1日割・人欠	1	要支援1.2(週1回程度)	54単位	看護・介護職員が人欠の場合	33				
A7	1030	給付制限通所サービス2日割・人欠	1	要支援2(週2回程度)	111単位	看護・介護職員が人欠の場合	78				